

大分トラック情報



鶴見岳の霧氷

TOPICS・重要なお知らせ

- 「特殊車両通行確認制度」説明動画の配信について
- ホイール脱着後は増し締めを確実に！
- 職場におけるハラスメント防止対策が強化



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目次

1. 新年賀詞交歓会を開催（大分県自動車会議所）	1
2. 令和4年 引越繁忙期対策実施事項について	2
3. 限度超過車両の新たな通行確認制度の試行を開始	5
4. 「特殊車両通行確認制度」説明動画の配信について	5
5. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	6
6. 会員だより（株）鶴見グループが交通安全総決起大会を開催	8
7. 令和3年度 運行管理者試験（貨物編）受験対策テキストについて	9
☆支部だより 大分東支部・県南支部佐伯分会	10
☆青年部だより	12
☆行政だより	
（1）ホイール脱着後は増し締めを確実に！	13
（2）事業用自動車事故調査報告書の新規公表について	15
（3）営業時間短縮のお知らせ（大分トラックステーション食堂）	17
（4）「大雪時の行動変容、冬用タイヤの装着及びチェーンの携行・装備」について	18
（5）「事業場における労働者の健康保持増進のための 指針の一部を改正する件」の周知について	19
（6）職場におけるハラスメント防止対策が強化	21
☆国税だより	27
☆大分産業機械技能教習所だより	28
☆陸災防だより	29
☆お知らせ	
（1）防災マネジメントセミナー開催のお知らせ	31
（2）テロ対策について（GTO通信）	34
（3）クロマツ移植工事に伴う「国道197号」県庁前付近夜間交通規制のお知らせ	35
（4）貸出用 新作DVD教材の紹介	36
（5）会員名簿訂正方をお願い	37
（6）燃料情報	37
（7）行事予定表	39
（8）帳票関係FAX注文書	40

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

大分県自動車会議所 新年賀詞交歓会を開催

一般財団法人大分県自動車会議所（漢二美理事長）主催による陸運関係新年賀詞交歓会が1月6日、大分市田室町のレンブラントホテル大分において開催され、関係者や来賓など約240名が参加、トラック協会関係者からは75名が参加した。

交歓会は漢二美理事長が昨年のコロナウイルス感染の影響や国内・県内経済等について述べたのち「当会議所も、これまで同様に会員の皆様と共に、自動車関連業界のさらなる発展を目指して参りたいと考えている。自動車関係諸税の負担軽減、簡素化の取組みや、大分運輸支局とともに環境対策、大分県警察とともに効果的な交通安全対策など、積極的に取組みを行っていく」と述べた。

続いて、来賓の広瀬勝貞大分県知事が「コロナ禍が収束した時には、自動車・陸運業界の皆様には真っ先に活躍して、経済を活性化していただく役割を担っていただきたい」、衛藤征士郎衆議院議員が「今年は攻めの、そして挑戦の一年であってほしいと願っている。経済が成長し、個人消費が伸び、賃金がアップされ可処分所得が増えていく一年となるよう、我々も頑張っていく所存である」、久世和彦大分運輸支局長が「運輸・観光の関係者にとって最も重要かつ最優先しなければならないことが“安全・安心”である。本年も“運輸・観光における安全・安心”を追求し、経済活動の発展を支えるとともに、安定した国民生活が営めるよう取り組んでいく」とそれぞれの立場からあいさつを述べた。

次いで、来賓の紹介が行われ、県選出の国会議員四名（衛藤晟一参議院議員、吉良州司衆議院議員、足立信也参議院議員、安達澄参議院議員）からあいさつが行われたのち、大分労働局の中井正和労働基準部長による乾杯の発声で参加者全員が乾杯を行った。

最後に仲浩副理事長が「コロナ禍の中で“正しく恐れよう”との考えを元に、我々の業界がもっと発展するよう、コロナを吹き飛ばして共に頑張っていきましょう」と閉会のあいさつを述べて会は閉会した。なお、本会は例年に比べ大幅に時間を短縮して開催された。



㊤ 仲副理事長の閉会あいさつ

㊦ 広瀬県知事の来賓あいさつ



令和4年 引越繁忙期対策実施事項について

I. 目 的

毎年3～4月は、一年で最も引越が集中する時期であり、それと共にお客様からの苦情、問い合わせも増える時期でもある。

引越繁忙期においても、引越事業のサービスレベルや輸送品質を保持するため、令和3年の引越繁忙期対策では、標準引越運送約款等を遵守するとともに、万一、お客様からのクレームが寄せられた場合においても「責任と誠意」を持って、対応する。

また、トラック運送業界の慢性的な運転者不足のなか、引越繁忙期における労働力の確保は大きな課題であり、引越事業者を通じ、お客様への分散引越の周知を図るなど、以下の実施事項を定めることとする。

II. 実施事項

1. 引越繁忙期における分散引越対策

(1) 全日本トラック協会

① 広報活動の推進

分散引越の周知に向けた広報活動を積極的に推進する。

② 関係団体への協力依頼

引越繁忙期において、経団連等の事業者全国団体に対し、分散引越へのご理解、ご協力を求めるチラシを配布し、協力を要請する。

③ 消費者への周知活動

引越事業者や消費生活センター等を通じ、消費者に対し、分散引越へのご理解とご協力を求めるチラシを「かしこい引越」、「標準引越約款のポイント」と併せて、配布することにより、引越繁忙期における分散引越の周知を図る。

④ ホームページへの掲載による啓発

引越繁忙期における混雑見込み状況を全日本トラック協会ホームページへ掲載することにより、一般消費者（引越利用者）に対する分散引越への協力を呼びかける。

(2) 都道府県トラック協会

① イベント等を通じた分散引越に係るPR活動

都道府県トラック協会が開催するイベントにおいてブース等を設置し、一般の来場者へ分散引越チラシを配布し、周知に努める。

また、都道府県の各商工会議所、行政、自治体等の機関に配布要請を行い、これまで以上に広く「分散引越」への協力を呼びかける。

② その他のP R活動の推進

都道府県トラック協会が自らのホームページ掲載、チラシ配布、広告、TVラジオCM等の広報媒体を通じたP R活動を推進する。

(3) 事業者

① 計画的な車両、人員の確保

年度末から年度初めの引越繁忙期においては、通常期に比べ、多くの車両、人員が必要となることから、早い段階での計画的な車両、人員の確保に務める。

2. その他（消費者トラブルの防止に向けた事業者の取り組み）

(1) 下見の実施、見積書発行、標準引越運送約款提示の徹底

インターネットを利用した見積りが増加したことに伴い、下見を行わない引越が相当数を占めるようになり、積載重量の相違や消費者の理解不足による苦情が急増している。

このようなトラブルを未然に防ぐため、下見の実施、見積書の発行、標準引越運送約款提示を徹底する。

(2) 引越相談窓口の明確化と適切な対応によるトラブルの防止

最近のお客様からの苦情においては、事業者への連絡がつかないといった対応不備を指摘するものが増えていることから、引越相談窓口となる担当者連絡先の明確化及び適正な対応と処理の迅速化による二次クレームの防止を図る。さらに、万一、事業者の責任で荷物やその他のものを毀損した場合には、誠意を持って対応し、トラブルの防止及びお客様との信頼関係の強化に努める。

(3) 近隣対応の強化

引越時における近隣とのトラブルを防止するため、次の項目について、特に注意する。

① 引越開始前及び終了後には、近隣への挨拶を励行する。

② 駐車中は、引越作業中であることが明らかになるよう車に表示するとともに緊急連絡先を明記する。

③ 近隣より駐車車両の移動をお願いされた際には速やかに移動するなど、常に近隣周辺への配慮を徹底する。

(4) 関係法令の遵守

引越業務における関係法令（約款以外）の遵守を徹底する。

① 個人情報保護法に基づく秘密保持の徹底

② 家電リサイクル法及び一般廃棄物の取扱に関する対応

- ③ 特定商取引法に基づく附帯サービスに係るクーリングオフの対応
 - ④ 景品表示法に基づく価格表示方法等の管理徹底
 - ⑤ 消費者契約法に基づく契約内容の遵守
- (5) 新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底

全日本トラック協会が策定した「トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組むとともに、引越においては、お客様宅への訪問見積や引越作業を行うため、次の事項についても併せて取り組むように努める。

- ① お客様の自宅等を訪問する場合は、インターホンやドア越しに、対面の許可を得たうえで面会する。
- ② お客様と対面する場合は、直前に手指を消毒し、マスクやフェイスシールド着用を徹底する。可能であれば、お客様にもマスク等を提供し、着用を求める。また、なるべく向い合せや至近距離にならないよう注意する。
- ③ マスクやフェイスシールドを外した後は、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ④ 営業地域の感染状況や自治体の要請等に注意し、必要に応じて対応を検討する。



訂正とお詫び

前号（408号）16ページの「令和3年度 九州運輸局長表彰について」の記事の中で、九州運輸局長のお名前を間違って掲載しておりました。

「川原畑徹局長」と掲載していましたが、正しくは「河原畑徹局長」でした。
訂正してお詫び申し上げます。

限度超過車両の新たな通行確認制度の試行を開始

国土交通省は、限度超過車両の新たな通行確認制度の令和4年4月1日の運用開始に向けて、令和4年2月7日より試行を開始する。

試行期間は次のとおり。

◎2月7日～2月18日 平日9:30～12:00、13:30～17:30（各日いずれかの時間帯）

◎2月21日～3月31日 平日9:30～17:30

※土日祝日についてはセキュリティの観点から利用できない。

改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両について、従来の許可申請手続きに代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日に試行される。

「特殊車両通行確認制度」説明動画の配信について

令和4年4月1日に施行される、新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」に関する説明動画が、全日本トラック協会HPに掲載されましたのでお知らせします。



矢印部分の「特殊車両通行確認制度説明動画」のバナーをクリックして進んでください。会員専用となっておりますので、以下のパスワードを入力してください。

パスワード：7550（～2/14まで。2/15以降は「広報とらつく」にてご確認ください。）

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和4年1月に実施された結果についてご報告致します。

1月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大 分 西	中 央 西	7：30～ 8：00	大分市新川町 新川交差点	7 社	7 人	1 月20日
	大 分 南	7：30～ 8：00	大分市 大分南警察署前	7 社	7 人	1 月20日
大 分 東	大 分 東	7：30～ 8：00	大分市 大分東警察署前 他	12社	13人	1 月20日
別 杵	別 府	7：30～ 8：00	別府市 横断道路入口交差点	12社	19人	1 月20日
県 北	中 津	7：45～ 8：15	中津市 田尻交差点	9 社	15人	1 月20日
	宇 佐 ・ 豊後高田	7：45～ 8：15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	11社	11人	1 月20日
西 部	玖 珠	7：30～ 8：00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	2 社	3 人	1 月20日
	日 田	7：30～ 8：00	日田市 玉川交差点	4 社	5 人	1 月20日
県 南	臼 津	11：00～11：30	津久見市 津久見交番前	12社	12人	1 月20日
	佐 伯	7：30～ 8：00	佐伯市 佐伯警察署前	中 止		

※ 1月27日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



別杵支部



日田分会



玖珠分会



大分中央西分会



大分南分会



大分東分会



臼津分会

会員だより

(株)鶴見グループが交通安全総決起大会を開催

(株)鶴見グループ（三浦政人社長）は1月4日と5日、別府市と大分市で交通安全総決起大会を分散開催した。

大会は、別府市は(株)鶴見本社内、大分市は大分冷凍冷蔵物流センター内で行われ、午前と午後に分けて各2チームごとに参加、ソーシャルディスタンスと体温測定ならびに消毒を徹底して開催された。

大会は、三浦社長が経営方針発表、佐藤常務や山尾部長などが管理者方針発表を行ったのち、無事故・優良乗務員・デジタコ年間優良点数者に対する表彰式が行われた。

続いて、新チームリーダー任命式、チーム目標及び取組内容の発表、乗務員安全指針の発表が行われた。各チームが昨年の反省と昨今の重大事故情報などをもとに、本年の目標と取組内容を発表し、本年度の無事故に向けて決意表明を行った。



三浦社長が経営方針を発表



チーム安全目標を発表（別府会場）



チーム安全目標を発表（大分会場）



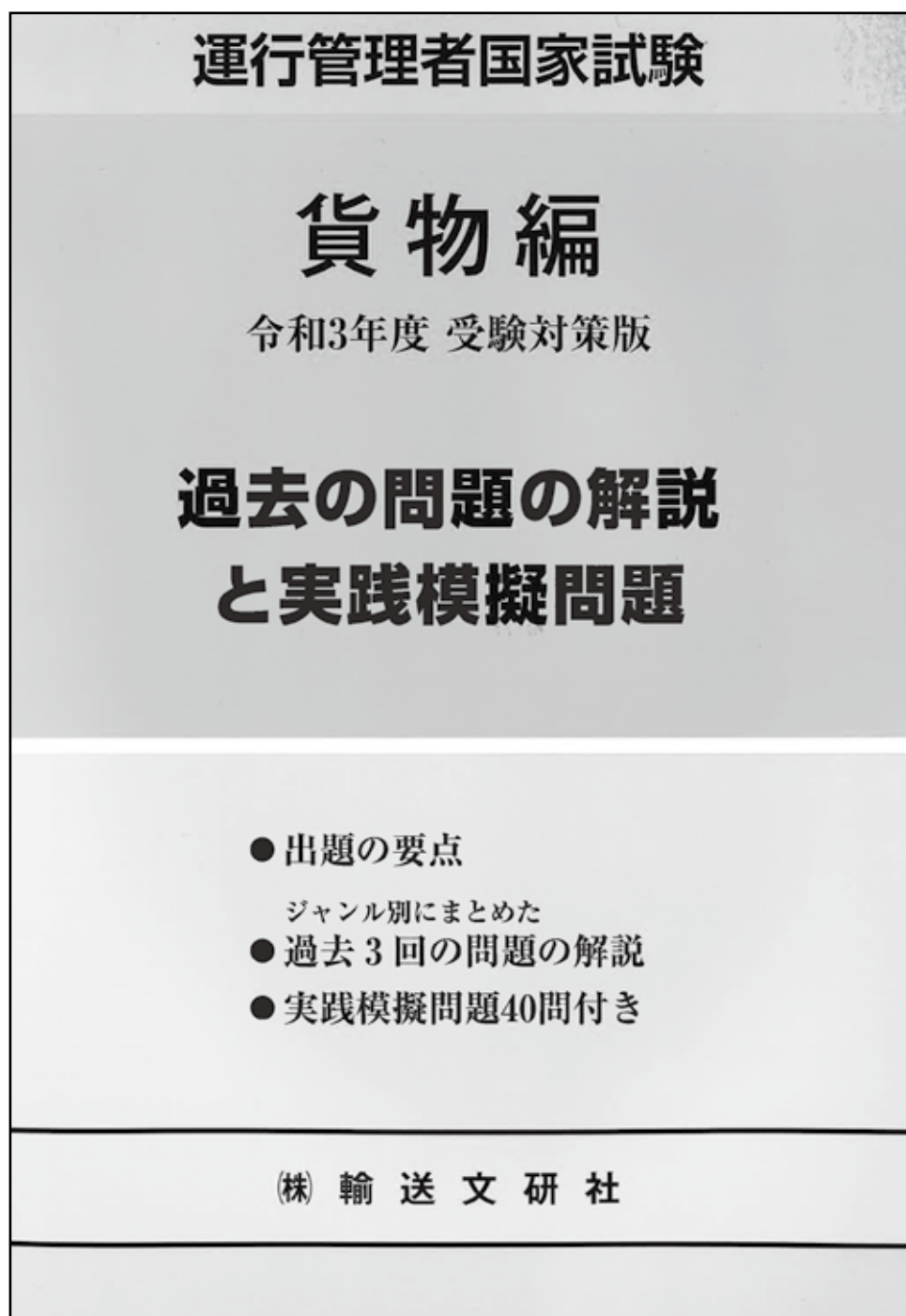
全員でシュプレヒコール

令和3年度 運行管理者試験（貨物編） 受験対策テキストについて

(株)輸送文研社が発行している下図のテキストは大分県トラック協会でも購入可能です。

※協会の在庫に限りがございますので、お求めの際はお問い合わせ下さい。

(TEL:097-558-6311)



価格：2,640円（税込）

支部だより

◇大分東支部が大分東警察署に電光掲示板を寄贈

大分県トラック協会大分東支部（中原寿博支部長）は、1月21日（金）に大分東警察署に管内の交通事故情報などを表示する電光掲示板を寄贈した。

同署で運用開始式が行われ、中原支部長をはじめ支部会員ならびに大分東警察署員ら計9人が参加した。

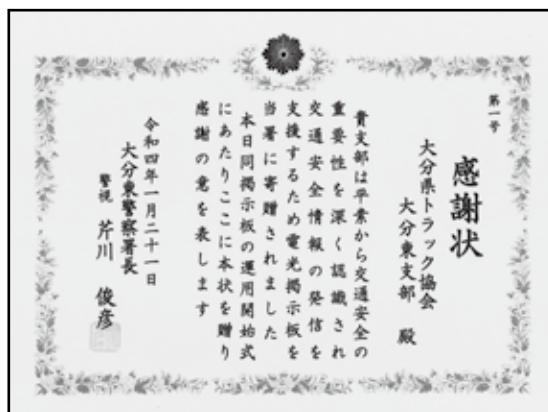
中原支部長が芹川俊彦署長に目録を手渡すと、芹川署長からは感謝状が贈られ「大変ありがたい。地域の安全のために積極的に発信する。今後も協力をお願いしたい」と謝辞が述べられた。

中原支部長は「情報を見てドライバーが安全運転の意識をもってくれたらうれしい」と語った。

寄贈された電光掲示板には、前日までに管内で起きた事故件数や「飲んだらのれん」「速度を落として」などの交通事故防止の啓発文字が表示される。



贈呈式の様子



感謝状



左から、新名一大社長（株創美社）、藤田憲靖理事、石樽誠二理事、中原寿博支部長
芹川俊彦署長、木本昭二事務局長（交通安全協会大分東支部）、小林靖正交通課長

◇佐伯分会が佐伯警察署から感謝状

大分県トラック協会県南支部佐伯分会（後藤信雄分会長）は、令和3年12月24日(金)に佐伯警察署で開催された感謝状贈呈式に後藤分会長が出席、稲生清署長から交通事故防止の諸活動に対する感謝状が贈られた。



贈呈式の様子



感謝状



前列左から、後藤信雄分会長、稲生清署長

青年部だより

令和3年度(公社)全日本トラック協会青年部会 「九州ブロック長崎大会」へ参加

令和4年1月21日(金)に、標記大会が長崎市「ホテルニュー長崎」にて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地出席者の人数制限を行いWebでの参加も可能として開催された。

大分県からは、小河勇貴会長をはじめ10名が各事業所からWeb参加した。

基調講演では、行政書士の佐々木ひとみ氏から『運送業が未来に求められていること～若い世代がやらねばならないこと～』をテーマに、「運送事業者に求められるもの」「ドライバーの育成について」の2つの内容の講演があった。



九州ブロック長崎大会(永野一智会長の挨拶)



開会挨拶(松尾健大会実行委員長)



基調講演(佐々木ひとみ氏)



閉会挨拶(古川智憲大会実行副委員長)

◇青年部会員を募集しています

【入会資格】

- ・協会会員事業所で、概ね48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問 合 せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 岡部・三好
電話 097-558-6311 メール okabe@ota.or.jp

(大型トラック・バス)

ホイール脱着後は増し締めを確実に！



Question1 増し締めはいつ行う？

- ホイール脱着後は、走行による初期なじみによりホイールの締付け力が低下します。ホイール取付け後、50～100km 走行を目安に、できるだけ早い時期に「ホイールナットの増し締め」を行います。

※定期点検や車検でホイールを脱着した後も、50～100km 走行を目安に、ホイールナットの増し締めをお願いします。(増し締めも定期点検の一部です。)

Question2 増し締めの方法は？

一つのナットで締付ける方式の場合

- ホイールナットを、締め方向にトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。

※新・ISO方式ホイールでは、左車輪も右ねじです。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。万一緩めてしまった場合は、再度トルクレンチなどを使用して、規定の締付けトルクで締付けます。



[いすゞ / 日野 / ふそう / UDの大型車]
締付けトルク 550～600Nm

※その他の車両は、それぞれの指示に従ってください。

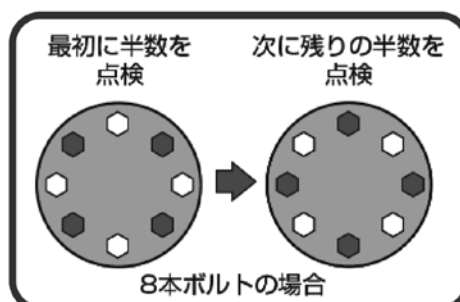
インナー、アウターのナットで締付ける方式の場合

- 最初にボルトの半数（一個おき）のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。
※この時、残りのアウターナットは緩めないでください。
- 次に、緩めたアウターナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。
※この時、アウターナットのねじ部、座面部（球面座）に、エンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

①アウターナットを緩めます。 ②インナーナットを締付けます。 ③アウターナットを締付けます。



この図は右側タイヤの場合です。



3か月定期点検「ホイールナットの緩み点検」は、この「増し締めの方法」の要領で行います。

Question3 増し締めの記録は？

- 「増し締め」を実施した時は、タイヤ交換同様 メンテナンスノートの整備記録欄 等に、記録しておきます。

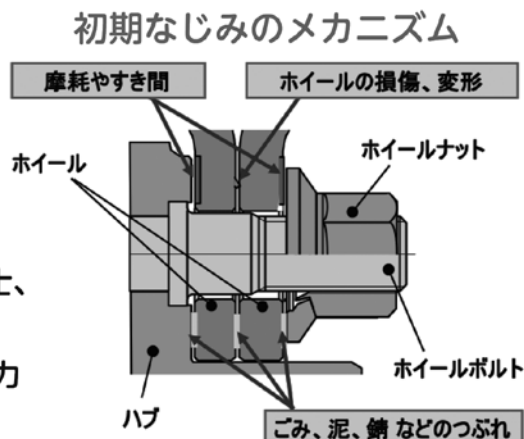
※定期点検でホイールを脱着した際には、その後のホイールナット「増し締め」をお願いしています。

増し締めはホイール脱着後必須の作業!



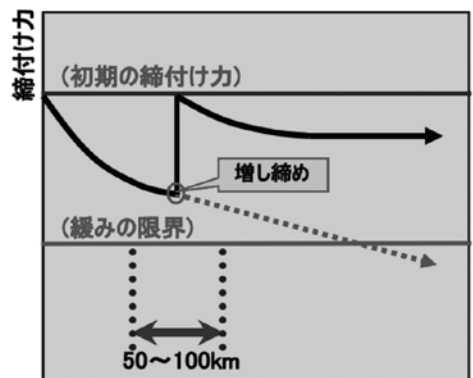
Question4 なぜ増し締めは必要?

- 規定の締付けトルクで締付けても、走行すると初期なじみによって、締付け力が低下します。そこで、締付け後 50~100km 走行を目安に、規定の締付けトルクでホイールナットを再度締付けます。
- 初期なじみとは、ハブやホイール、ホイール面同士、ホイールとナットの接合面で、微細な凹凸や塗料などが、いわゆる「なじむ」ことによって、締付け力が低下していく現象です。



Question5 増し締めの効果とは?

- 初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締付けトルクで締付けても、走行に伴って、徐々に締付け力が低下します。
- 初期なじみを、そのままにしておくと、締付け力が右図のように低下し続け、場合によっては、ホイールナットの「緩みの限界」を下回ることがあります。
- 50~100km 走行を目安に“一度”規定の締付けトルクで再締付けすると、なじみによる締付け力の低下幅は小さくなり、締付け力が低下し続けることによる緩みを防止することができます。



ホイール取付け後の走行距離

ハブのホイール取付け面やホイールの合わせ面に、ゴミや泥、錆があると、初期なじみによる締付け力の低下が大きく、ナットの緩み脱落などに結びつきます。ホイール取付け時には、必ず清掃を行ってください。

※増し締めを行っても、ナットが たびたび緩むなどの異常がある場合は、必ずホイールを取外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブ 等に異常がある可能性があります。

初期なじみによる締付け力の低下をそのままにしておくと、ホイールナットが緩んで車輪が脱落し、思わぬ事故につながる可能性があります。

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

事業用自動車事故調査報告書の新規公表について

標記について、九州トラック協会を通じ、国土交通省自動車局安全政策課長および九州運輸局自動車技術安全部長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに3件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回講評された事案は、〈事案1〉運行経路を急遽変更し、狭あい道路に迷い込んだことに起因した踏切道における列車とトラックの衝突事故、〈事案2〉脇見運転により渋滞最後尾にトラックが追突した多重衝突事故、〈事案3〉運行途中の飲酒により生じたトラックの衝突事故の3件です。

これらの事案は、点呼の一部未実施や運転者に対する指導教育が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因の一つと考えられております。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

◎事案1 大型トラックの踏切事故（横浜市神奈川区）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001446613.pdf>

〔重要調査対象事故〕

◎事案2 中型トラックの追突事故（堺市西区）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001446615.pdf>

〔重要調査対象事故〕

◎事案3 大型トラックの衝突事故（滋賀県高島市）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001446617.pdf>

※事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

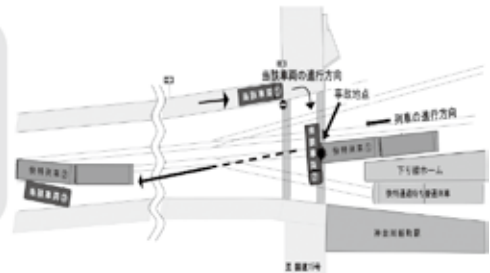
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

重要調査対象事故の概要

大型トラックの踏切事故（横浜市神奈川区）

【事故概要】

- ・日時：令和元年9月5日 午前11時43分頃
- ・概要：大型トラックが、踏切遮断機が下りている踏切道を通過中、列車と衝突し、大型トラックが大破（一部焼損）、列車の一部が脱線。
この事故により、大型トラックの運転者が死亡、列車の乗客15名が重傷、列車の運転士、車掌及び乗客60名が軽傷を負った。



【原因】

- ・予定していた運行経路を急遽変更し、狭あい道路に迷い込んだにも拘わらず、運行管理者等に連絡・相談することなく、また、道幅が狭くなると認識できる状況であったにも拘わらず道路状況を確認しないまま直進し、踏切道に進入。
- ・運行管理者による運転者の指導教育、運行経路の指示・確認等が適切に実施されていなかった。（運行管理者が病気治療のため不在。）



【再発防止策】

- ・必要数の運行管理者等の選任を行い、いかなる運行の状況にも対応できる運行管理体制を構築。
- ・道に迷ってしまったとき等は、運行管理者等へ連絡・相談するなど、緊急時対応の教育を行う。
- ・運転者の運転経験、技量、運行する車両等を考慮した、安全な運行が確保できる運行経路の作成。
また、定期的に運行経路の道路状況等を確認し、安全な運行が困難な場合には運行経路の見直し。
- ・始業点呼時に道路情報等を踏まえた安全な運行経路を指示するなど、点呼を確実に実施。
- ・踏切道通過中に踏切警報機及び踏切遮断機が作動した場合には、速やかに踏切から退出。
また、運行不能となった場合には、列車に対する適切な防護措置を実施。

中型トラックの追突事故（堺市西区）

【事故概要】

- ・日時：令和元年5月8日 午前7時17分頃
- ・概要：中型トラックが、阪神高速4号湾岸線を走行中、前方不注意により、渋滞で停車中の車列の最後尾の小型トラックに追突。計4台が絡む多重追突事故。
この事故により、1名が死亡し、2名が重傷、8名が軽傷を負った。



【原因】

- 前方不注意
 - ・通り慣れた道路で、交通渋滞が発生するところではないとの思い込み。
 - ・考え事をしながら運転。
- 不適切な運行管理
 - ・対面点呼の一部未実施、無資格者における点呼の実施。
 - ・始業点呼時に安全運行のために必要な指示なし。
- 不十分な指導監督
 - ・指導教育の年間計画及び指導記録なし、指導教育の形骸化。

通り慣れた道路

悩み



【再発防止策】

- 運転者が悩みなどを相談しやすい職場環境を醸成。
- 運行管理者が確実に点呼を実施するなど、適切な運行管理体制を構築。
- 指導教育の年間計画を作成するなど、指導監督指針（※）に基づき、運転者が指導内容を理解できて
いるか確認し、実効性のある指導教育の実施。
- 始業点呼時に道路情報等を踏まえた安全な運行経路を指示するなど、点呼を確実に実施。



※「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年8月20日、国土交通省告示第1366号）

大型トラックの衝突事故（滋賀県高島市）

【事故概要】

- ・日時：令和元年10月27日 午後6時48分頃
- ・概要：大型トラックが、片側1車線の緩やかな左カーブを走行中、道路左側の緑石や街路樹等に接触した後、対向車線に進入し、当該車線を走行してきた乗用車と正面衝突。
この事故により、乗用車の運転者が死亡し、同乗者が重傷を負った。

【原因】

- ・途中のコンビニで缶酎ハイを購入し飲酒。強い眠気を催すも運転を継続。
- ・点呼の大部分未実施、宿泊を伴う運行にアルコール検知器を持たせないなど、極めて不適切な運行管理体制。
- ・当該運転者を雇用する際、健康状態の把握や指導・教育が不十分。
- ・飲酒運転に対する甘い企業体質が、当該運転者のモラルの低下を助長。

【再発防止策】

- ・会社全体で飲酒運転根絶意識を向上させ、飲酒運転を許さない強固な企業風土を構築。
- ・運転者を雇用する際は、健康診断や運転記録証明書等により健康状態や酒気帯び運転等の交通違反歴を確実に把握し、慎重に検討。
- ・雇用後においては、運転者の飲酒傾向、酒気帯び運転等の交通違反歴を継続的に把握、また、アルコールが運転に及ぼす影響や危険性について、継続的に指導。問題がある運転者に対しては、直ちに乗務を停止するとともに、専門医によるカウンセリングや治療を受けさせる。
- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認を徹底し、点呼を確実に実施。



相手乗用車 当該大型トラック



大分トラックステーション食堂より

営業時間短縮のお知らせ

大分県からの営業時間短縮期間延長要請を受けて
下記の期間、営業時間を短縮します。

期間：1月27日(木)～2月20日(日)

通常の営業時間：平日8時00分～22時00分



8時00分～20時00分

※土曜日・祝日：10時00分～17時00分

「大雪時の行動変容、冬用タイヤの装着及びチェーンの携行・装備」について（再要請）

標記について、国土交通省金沢河川国道事務所長、石川県警察本部交通部交通企画課長、石川県土木部道路整備課長、金沢市土木局道路管理課長、中日本高速道路(株)金沢支社金沢保全・サービスセンター所長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

令和3年12月6日付け「大雪時の行動変容、冬用タイヤの早期装着及びチェーンの携行・装備」で要請したところではありますが、今月13日の寒波において、国道8号での渋滞発生や国道359号での通行止めといった事象が発生したところであります。

このことから、貴協会における運送従事者の安全確保を一層盤石なものとするため、下記の事項について再度要請するとともに、協会員への周知方、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 最新の気象予測に基づく運行計画の見直し等の行動変容による安全確保

最新の気象予測に基づく道路管理者等が発出する最新の道路情報を踏まえ、荷主への調整を行うとともに、運行日程や輸送ルート変更（迂回方法）等について、見直しを行い、運送従事者等の安全確保をお願いします。

2. 冬用タイヤの点検・確実な装着及びチェーン携行等の事前準備による安全確保

冬用タイヤの摩耗・劣化等の点検を行うとともに、確実な装着をお願いします。

また、各車両には滑り止め用チェーンを確実に携行・装備するとともに、事前のチェーン装着訓練を実践するなど、運行従事者等の安全確保をお願いします。

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について

標記について、大分労働局長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

大分労発基0111第1号の2

令和4年1月11日

関係団体の長 殿

大分労働局長

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について

さて、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「指針」という。）につきましても、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう指針が改正され、令和4年1月1日から適用されることとなりました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方、御協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

事業場における労働者の健康の保持増進については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進対策を推進するため、昭和63年に指針を策定し、指針に沿った取組の普及が促進されてきたところです。

令和2年3月には、指針の策定から30年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化の一層の進展、働き方の変化等、日本の社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、事業場における健康保持増進対策がより推進されるよう必要な見直しが行われたところであり、事業者は、健康保持増進対策の推進体制を確立するために、労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、医療保険者、地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体又は産業保健総合支援センター等の事業場外資源を、事業場の実態に即して活

用することとされたところです。

また、令和3年2月には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項の規定に基づく定期健康診断に関する記録の写しの提供やコラボヘルスの取組等、事業者との医療保険者とが連携した健康保持増進対策が推進されるよう、指針が改正されたところです。

今般、健康保険法（大正11年法律第70号）等の一部が改正され、令和4年1月1日より、医療保険者が健康保険法等に基づき保健事業を実施する上で必要と認めるときは、事業者に対して40歳未満の労働者の健康情報の提供を求めることができることとなったことを踏まえ、医療保険者と連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、指針が改正されました。

2 改正の内容

(1) 健康保持増進対策の推進における留意事項関係

個人情報の取扱いについて、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供するとき、健康保険法第150条第3項等の規定に基づく義務であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要である旨が追加されました。

(2) その他

その他所要の改正が行われました。

2020年(令和2年)6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務(※)となりました！

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※中小事業主は、2022年(令和4年)4月1日から義務化されます。
(それまでは努力義務)
早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラ 3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの (例) ・ 職務上の地位が上位の者による言動 ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

- 個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素(※)を総合的に考慮して判断することが必要です。

※ 当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等

- また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

＜職場におけるパワハラに該当すると考えられる例／該当しないと考えられる例＞

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しないと考えられる例です。個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列举ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うことが必要です。 ※ 例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
(1) 身体的な攻撃 (暴行・傷害)	① 殴打、足蹴りを行う ② 相手に物を投げつける	① 誤ってぶつかる
(2) 精神的な攻撃 (脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)	① 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う ③ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う ④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する	① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする ② その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
(3) 人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	① 自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ② 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	① 新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ② 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
(4) 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)	① 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ② 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③ 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	① 労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる ② 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる
(5) 過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)	① 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる ② 気にいらぬ労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない	① 労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減する
(6) 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること)	① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	① 労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行う ② 労働者の了解を得て、当該労働者の機微な個人情報（左記）について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す

★ プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、**事業主・労働者の責務として法律上明確化**されました。

【事業主の責務】

- **職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと**等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※ 取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）**。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

注1 事実確認ができた場合 注2 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての**相談を行ったこと**や**雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止**されました。

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします！**

※ **【★】の事項**については、**セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様**に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
 - ・コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取組
 - ・適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】 ～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました！

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。**

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。

(①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。)

① 事業主及び労働者の責務

② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

※ セクシュアルハラスメントのみ

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

※ なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。

自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることも雇用管理上の措置に含まれます。

- ◎ **職場における「セクシュアルハラスメント」とは、**
職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。
- ※ 労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます。
 - ※ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも含まれます。
 - ※ 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。
- ◎ **職場における「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは、**
職場において行われる、上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。
- ※ 業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。
 - ※ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動(注)が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土や、制度等の利用ができることについて職場内での周知が不十分であることが考えられます。
制度等を利用する本人だけでなく全従業員に理解を深めてもらうとともに、制度等の利用や請求をしやすくするような工夫をすることが大切です。
- 注：不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者の妊娠・出産等の否定につながる言動や制度等の利用否定につながる言動で、当該女性労働者に直接言わない場合も含まれます。また単なる自らの意思の表明を除きます。

セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、**2020年(令和2年)6月1日から施行されました！**

Q&A

中小事業主とはどれくらいの規模の事業主を指しますか？

下表の業種・資本金・従業員数に応じた分類にあてはまる事業主を指します。

中小事業主

(①又は②のいずれかを満たすもの)

業 種	①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (サービス業、医療・ 福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種 (製造業、建設業、運 輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下

「労働者」とは、具体的には誰を指しますか？

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者全てを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も派遣労働者が相談等を行ったことを理由として労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってははいけません。

労働局にパワーハラスメントについて相談した場合、どのような対応をしてもらえるのですか？

パワーハラスメントについても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントと同様、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を行っています。

雇用環境・均等部（室）や総合労働相談コーナーにご相談ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8294	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

令和2年10月作成

●国 税 だ よ り

○マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、健康保険証利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に

取り組んでいるところ、令和3年1月からは、マイナンバーカードを利用したスマホ申告がより利用しやすく改善され、また、生命保険料控除証明書等をマイナポータル経由で一括取得でき、確定申告書に自動入力すること（マイナポータル連携）が可能となりました。

マイナンバーカードを取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

○税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請

書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp>）又は 国税庁 検索）にある「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

○給与所得の源泉徴収票のeLTAXによる提出について

給与所得の源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータと、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータを同時に作成し、給与所得の源泉徴収票は

支払者の所轄税務署、支払報告書は受給者の住所地の市区町村へ一括送信することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.nta.go.jp>）又はeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

○大分税務署 （電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和3年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試験種別			講習内容		講習料		講習実施月日			
区別	種類		受講資格		日数	時間	受講料	テキスト代	3月	
免許	移動式クレーン 登録第38号		全科（学科・実技）		6日	26H	99,000	4,565	14日～18日と22日	
			実技のみ		6日	9H	90,200			
技能講習	車両系建設機械 登録第36号	整地・運搬等	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者（3ヶ月以上）		3日	14H	49,500	1,430	2日～4日 23日～25日	
			全科（学科・実技）		6日	38H	93,500	1,430	7日～10日と14日～15日	
		解体用 登録第3-21号	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者		1日	5H	16,500	1,570	7日・22日	
			不整地運搬車 登録第3-23号		2日	11H	35,200	1,570		
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者 普通運転免許所持者 普通運転免許なし		2日	12H	37,400	1,880	1日～2日 15日～16日		
				3日	14H	38,500	1,880	1日～3日 15日～17日		
				3日	17H	47,300	1,880			
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者 免除なし		3日	16H	41,800	1,370	2日～4日 16日～18日		
				3日	20H	46,200	1,370			
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者 免除なし		3日	15H	19,800	1,650	9日～11日 23日～25日		
				3日	19H	24,200	1,650			
		フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月)大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)		2日	11H	16,500	1,650	14日と18日	
			大型・中型・普通運転免許所持者		4日	31H	29,700	1,650	1,650	14日～17日 14日と22日～24日
								1,650	1,650	11日と14日～17日
			ショベルローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)		2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。
	大型・中型・普通運転免許所持者			5日	31H	31,900	1,870			
	特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)				2日	13H	12,100	1,705	9日～10日 28日～29日
小型車両系（機体質量3トン未満）				2日	13H	12,100	1,370	28日～29日		
ローラー（制限なし）				2日	10H	12,100	1,360	29日～30日		
フォークリフト（最大荷重1トン未満）				2日	12H	12,100	1,650	30日～31日		
職長・安全衛生責任者教育				2日	14H	12,100	1,540	7日～8日 30日～31日		
熱中症予防労働衛生教育				1日	3.5H	4,400	1,430			

（問い合わせ先）

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 大分産業機械技能教習所
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和4年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- | | |
|--|--|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
(2024年3月30日まで有効) | 6月16日(木)・17日(金)
10月19日(水)・20日(木)
1月18日(水)・19日(木) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 7月15日(金) |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月2日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月11日(火) |

※各々定員を表示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担をお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。

デジカメ 不可
カラーコピー 不可

写真1枚
(貼らないこと)

受 講 年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男・女	※ 修了証 交 付	番 号 年 月 日	第 号 令和 年 月 日
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日			
現 住 所	〒 [][][][] - [][][][]		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤 務 先	所在地	〒 [][][][] - [][][][]	TEL	— —
			FAX	— —
	フリガナ 名 称		※ 事業主 証 明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 ㊞

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。

2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	㊞

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日	／	受講料	テキスト代	合計 円

Transport Safety Management



令和4年
3/ **3** (木)
先着60名様

防災マネジメントセミナー

新たな認定セミナー、登場。

頻発化、激甚化する災害。現代日本を生きる我々にとって、災害対策は切り離せない課題となっています。

当機構では、令和2年7月に『運輸防災マネジメント指針』が公表されたことを受け、『防災マネジメントセミナー』を新たに実施し、事業者の皆様の災害対策を全力で支援することを決定いたしました。

『何をしたいかわからない』『どこから手をつけたらいいか』とお悩みの事業者様。是非この機会に運輸防災に関する知識を深めていただき、命を、会社を、地域を、ひいては日本を守るため、当機構と共に第一歩を踏み出してみませんか。

セミナー概要

日時	令和4年3月3日(木)
	11:30 受付開始
	12:15 セミナー開始
	(16:15 終了予定)
場所	北九州緊急物資輸送センター 2F 研修室
住所	福岡県北九州市小倉北区 西港町9-14
料金	5,200円(現金)
対象	・運輸防災マネジメント指針 を勉強したい方 ・これから災害対策を推進 していきたい事業者様

独立行政法人自動車事故対策機構 福岡主管支所

福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4F 担当: 廣川 平畑 芳野

TEL: 092-451-7751

FAX: 092-451-7753

防災 マネジメントセミナー

Save the Life.
Save the Company.
Save the Region.
Save the Japan.

命 災害に直面する全ての人が、 正しく命を守るための知識。

運輸防災に関する基礎知識を習得。

災害対応の最優先となる人命の安全確保のため、必要となる基礎知識を習得し、自社の災害文化醸成に繋がります。

地 地域の人流・物流を支えるための 災害への事前準備。

災害リスクを把握し事前に備える。

自社の災害リスクを把握し、被害想定から対策の決定・事前準備までの一連の流れを確認します。

企 防災・減災と運送の早期復旧による 経営の安定化。

災害後の事業復旧を迅速に。

災害による被害を最小限に止め、速やかに輸送を復旧・再開するための準備によって、災害を乗り越える強い企業を目指します。

国 日本を大規模災害から守り復興 させるための運輸防災の推進。

自社の防災体制をチェックし優先順位を確認。

防災体制チェックリストを用いて自社の現状把握を行い、今後の取組のスタートとなる箇所を想定します。

注意事項

○予約の際は、必ず以下を確認の上申し込みをお願いいたします。

- ・本セミナーの講義内容は、今後予告なく変更される場合があります。予めご了承ください。
- ・当機構の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに基づき、マスクの着用、受付時の検温、入室時の手指消毒、飛沫防止パネルの設置等を行います。ご理解をお願いいたします。

申込方法等

- ① 別紙『申込書』に必要事項をご記入いただき、当機構へ FAX で送信してください。
- ② 受付完了後、当機構より受付完了の連絡を差し上げます。
- ③ 予約受付は満席となり次第終了となりますので、早めの申込をおすすめいたします。
- ④ 受講当日、『申込書』をご持参の上セミナー開始までに受付へお越しください。

国土交通省認定セミナー

別紙

防災マネジメントセミナー申込書

福岡主管支所 宛

受付印欄
※記入しないで下さい

(ふりがな) ()
会社名
又は団体名
※ 営業所名まで記載して下さい

〒

住所

お申込み
ご担当者

TEL

FAX

・ 貴社の事業の種類 ☐バス ☐ハイ・タク ☐トラック ☐その他 ()
・ 貴社の保有車両数 ☐50両未満 ☐50～100両 ☐100～200両 ☐200両～300両 ☐300両以上

ふりがな	()
受講者氏名※	
生年月日	昭・平 年 月 日
御役職名	
あなたは、経営管理部門の要員ですか？(注:※5参照)	はい・いいえ
経営管理部門の要員で、国土交通省への通知を希望しない場合のみ、チェックして下さい。	国土交通省への通知を希望しない ☐

- ※1 左記の受講者のほか複数名で申し込まれる場合は、本用紙をコピーの上ご使用下さい。
- ※2 受講のお申込みは先着順にて受付いたします。
- ※3 定員に達した際は、お申込みをお断りする場合がありますのでご了承願います。
- ※4 お申込み者が少ない場合は、延期又は中止する場合がありますのでご了承願います。
- ※5 受講者が経営管理部門の要員の場合、監査インセンティブ適用の際に必要な受講者情報(会社名・氏名等)を認定セミナー制度に従い国土交通省へ通知させていただきます。
- ※6 申込の〆切は令和4年2月28日(月)です。

※受講者氏名・役職名は受講済証に記載しますので正確に記入して下さい

開催日時・会場	
運輸防災マネジメント セミナー	《日時》 令和4年3月3日(木) 12:15～16:15(受付11:30～)
	《会場》 北九州緊急物資輸送センター 福岡県北九州市小倉北区西港町9-14



～ 受講当日の注意事項 ～

- ※ 受講料(お一人様5,200円)は、受講当日の受付時にお支払い下さい。
- ※ 本用紙を当日ご持参いただき、セミナー開始前に受付を完了してください。
- なお、受付開始は11:30～となります。
- ※ 会場には駐車場がございます。交通整理に従って駐車して下さい。

新型コロナウイルス感染防止について

- 受講日当日は、以下の点にご協力をお願いいたします。
- ・ マスクの着用、受付時の検温、体調確認、手指消毒にご協力ください。
 - ・ 検温結果、37.5℃以上の場合は受講をご遠慮いただく場合がございます。

FAX (092-451-7753)

CTO通信

※CTO:Counter Terrorism (テロ対策の意) Oita

R4.1

大分県テロ対策ネットワーク

事務局 大分県警察 外事課

097-536-2131 (内線 5832)



TOPIC

謹賀新年



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年夏に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックは、コロナ禍の影響により、観客の受入れが断念されるなど来日外国人の数が大きく減少しましたが、テロ対策におきましては関係機関の御協力のもと、無事終えることができました。関係各位の日頃の御尽力に対し、この場をお借りして、深く謝意を申し上げます。

今後、2023年にはG7サミット、2025年には日本国際博覧会(大阪・関西万博)とテロの攻撃対象となり得る国際的大規模行事が相次いで予定されています。こうした大規模行事におけるテロを未然に防ぐためにも、関係各位の皆様には引き続きの御協力をお願い致します。

事件

身近に起こる放火！ ～テロリストに模倣される危険性～



・京都アニメーション放火殺人事件 (R1.7)

京都のアニメ制作会社に男が侵入し、ガソリンを捲いて放火。男を含む71人が死傷。

・京王線電車内における刺傷放火事件 (R3.10)

東京都調布市を走行中の京王線特急列車内で、男が刃物で他の乗客を切りつけた上、液体(ライターオイル)を捲いて放火し、18人が重軽傷を負った。

・大阪市北新地ビル放火事件 (R3.12)

雑居ビルの4階にあるクリニックが放火され、25人が死亡。容疑者の男は事前にガソリンを購入。

一連の放火事件は誰もが入手可能な物を使用しての犯行で社会に大きな衝撃を与えており、外国から来たテロリストでも容易に模倣できる手口です。また、国内では、過去に一般人がインターネットや量販店等で化学薬品や黒色火薬などを入手し爆発物を製造して爆発させた事例もあります。

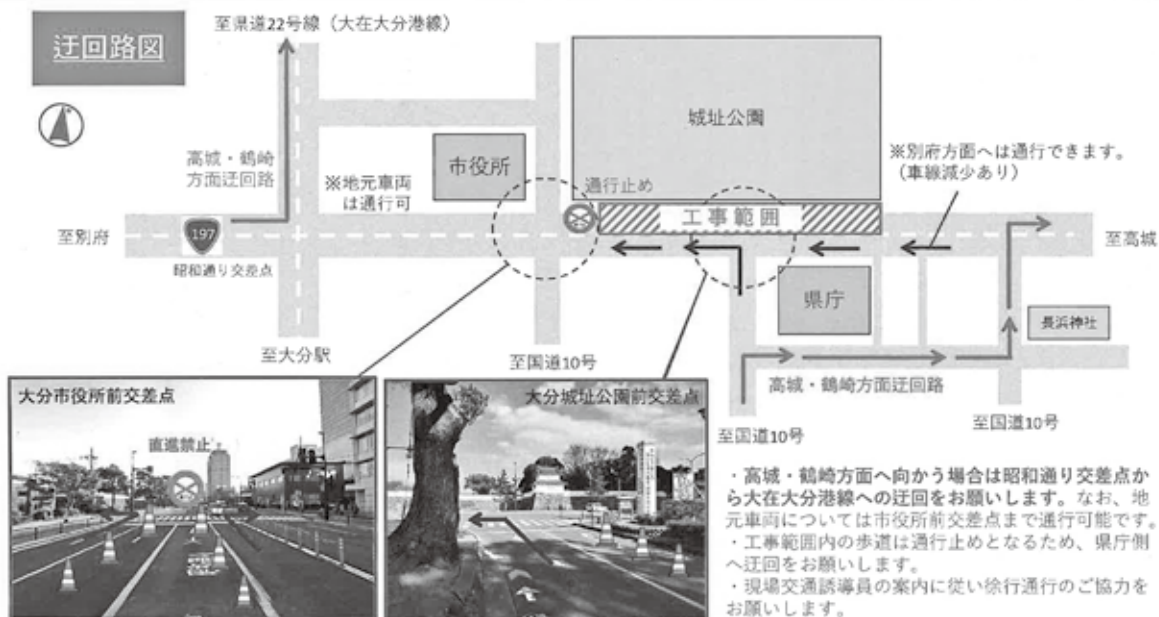
イスラム過激派組織のISILは、配信した動画やオンライン機関誌「ダービク」において、日本政府や邦人をテロの標的として名指ししており、日本国内でテロが発生する可能性は否定できません。

不審者・物の早期発見・通報に御協力を!!

クロマツ移植工事に伴う「国道197号」 県庁前付近夜間交通規制のお知らせ

※荒天時には工事及び交通規制を中止する場合があります。

■工事の進捗状況により早く終了する場合があります。



別府→高城・鶴崎方面への迂回路図

県道22号線・大在大分港線



貸出用 新作DVD教材の紹介

協会では、会員各社内での安全運転教育等に活用していただくため、DVD教材の貸出しを行っています。今回、新作DVD教材「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド（ドライバー編／管理者編）」の紹介をします。

◎高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド（ドライバー編）

本動画は教本「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」に沿った副教材です。

プロトラックドライバーとして運転スキルがあっても、定期的に事故を起こすドライバーがいます。それは安全に対する意識、つまり「安全マインド」が低いからです。ここではどうすれば「安全マインド」を高めることができるのかを学んでいきましょう。

制作：一般社団法人 日本トラックドライバー育成機構



◎高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド（管理者編）

本動画は教本「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」に沿った副教材です。

プロトラックドライバーとして運転スキルがあっても、定期的に事故を起こすドライバーがいます。それは安全に対する意識、つまり「安全マインド」が低いからです。ここでは、管理者としてのドライバーに「安全マインド」を高めてもらうにはどうすればよいか、様々な取り組み事例を見ながら考えていきましょう。

制作：一般社団法人 日本トラックドライバー育成機構



◎貸出方法 事務局までお問合せ下さい。

会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
7	(株)テクノ大分西営業所 上野 浩伸	藤野 浩一	代表者の変更
11	富士運輸(株)大分支店	フジトランスポート(株)大分支店	名称の変更
18	(株)エーストランスポート 大分市坂ノ市中央1丁目7番33号 TEL 097-529-7215 FAX 097-529-7127	大分市横塚2丁目6番30-1号 TEL 097-524-2271 FAX 097-524-2273	住所の変更 TEL 番号の変更 FAX 番号の変更
19	(株)テクノ大分営業所 上野 浩伸	藤野 浩一	代表者の変更
20	(株)オオヒラ企画 大分市大字坂ノ市337	(株)明日香会館 大分市大字里451番地	名称の変更 住所の変更
23	大分高速運輸(有) 中山 光吉	中山 博樹	代表者の変更
28	大分高速運輸(有)中津営業所 中山 光吉	中山 博樹	代表者の変更

燃 料 情 報

令和3年12月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最 高	最 低	平 均
スタン平均	144.0	106.0	121.0
ローリー平均	118.0	102.2	107.2
カード平均	140.5	106.2	117.0

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	10	35.7
出 光	4	14.3
昭 和 シ ェ ル	3	10.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	25.0
そ の 他	4	14.3
合 計	28	100.0

月		21年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
区分	大 分	100.0	101.0	108.7	109.4	109.3	113.9	117.5	116.3	117.2	123.9	127.0	121.0	
	全 国	94.9	99.1	104.2	105.1	107.5	109.3	112.1	110.6	112.3	117.9	120.3	116.7	
ローリー平均	大 分	88.2	93.7	96.8	97.8	100.6	103.2	104.7	102.6	104.7	110.9	112.2	107.2	
	全 国	86.0	89.8	95.5	95.6	97.3	100.5	103.4	101.5	102.5	109.2	111.5	105.9	
カード平均	大 分	98.1	102.5	109.5	108.6	109.6	111.3	115.7	108.3	112.7	119.0	120.7	117.0	
	全 国	94.8	98.9	103.8	104.3	106.4	109.3	112.0	110.7	112.7	118.6	120.2	116.2	

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタン平均:スタン平均と特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和3年12月)

令和4年1月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和3年12月 単 純 計 算 表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	117.58	106.56	120.39

令和3年12月 元 売 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	117.77	106.44	122.95
出光昭和シェル	117.80	106.35	121.46
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	123.00	101.70	116.90
そ の 他	114.06	107.43	118.36

令和3年12月 購 入 量 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	118.32	106.50	121.45
30～50キロリットル未満		108.70	116.40
50～100キロリットル未満		106.77	105.00
100キロリットル以上	110.25	104.98	

令和3年12月 支 払 期 限 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	118.46	108.38	110.80
30～60日 未 満	116.39	105.96	119.93
60 日 以 上	119.83	105.94	140.50

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和3年8月	111.92	102.80	110.80
令和3年9月	111.89	104.32	115.75
令和3年10月	118.62	110.91	120.89
令和3年11月	120.90	112.34	123.69
令和3年12月	117.58	106.56	120.39

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（2月16日～3月15日）

日	曜	行	事
16	水	令和3年度 第1回運行管理者等特別講習（9:30 大分県トラック会館） 令和3年度 企業物流セミナー（13:30 Web）	
17	木	運行管理者等一般講習（10:00 大分県教育会館）	
18	金	令和3年度 第1回適性診断活用講座（13:30 大分県トラック会館） 令和3年度（公社）全ト協青年部会全国大会（14:00 東京都「京王プラザホテル」）	
19	土		
20	日	トラックの森整備事業植樹式（11:00 城島高原パーク）	
21	月		
22	火		
23	水	天皇誕生日	
24	木	NASVA リスク管理（基礎）セミナー（13:30 大分県トラック会館） 全ト協 第17回労働安全・衛生委員会（書名決議）	
25	金	運行管理者等一般講習（動画視聴方式）（9:45 自動車事故対策機構大分支所） 正副会長会（10:00 大分県トラック会館）、臨時理事会（13:00 大分県トラック会館） 令和3年度 九州ブロック女性協議会 第3回役員会（13:30 熊本市「ザ・ニューホテル熊本」）	
26	土		
27	日		
28	月		
3/1	火		
2	水	運行管理者等一般講習（動画視聴方式）（9:45 自動車事故対策機構大分支所） 全ト協 第18回経営改善・情報化委員会（13:30 全ト協）	
3	木		
4	金	令和4年度 助成事業等に係る実務担当者会議（13:30 全ト協）	
5	土		
6	日		
7	月	第13回トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会（14:00 大分県トラック会館）	
8	火		
9	水		
10	木	運行管理者一般講習（動画視聴方式）（9:45 自動車事故対策機構大分支所）	
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		

帳票関係FAX注文書

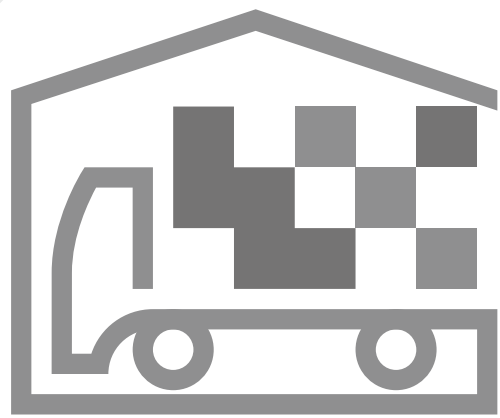
(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	180	
2	運転日報 (応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1 冊	160	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1 冊	160	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1 個	1,330	
11	点検整備記録簿	1 冊	310	
12	車両管理台帳	1 冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1 枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1 冊	820	
16	運行管理者届	1 枚	60	
17	整備管理者届	1 枚	60	
18	運行管理規程	1 冊	210	
19	整備管理規程	1 冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1 箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1 箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1 箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1 箱	620	
24	ゼロ旗	1 枚	1,530	
25	運送約款 (掲示用)	1 枚	110	
26	運送約款 (冊子)	1 冊	165	
27	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	490	
28	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	410	

ご住所 (〒)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。



引越安心マーク

引越事業者選びで悩んだら、 このマーク

人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

引越の
ルール

1

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3

確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは… **引越安心マーク**



2022年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をお願いします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。
特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月

2022年引越混雑予想カレンダー

4月

日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土

1 2 3 4 5

特に混み合うことが
予想されます

1 2

6 7 8 9 10 11 12

3 4 5 6 7 8 9

13 14 15 16 17 18 19

10 11 12 13 14 15 16

20 21 22 23 24 25 26

17 18 19 20 21 22 23

27 28 29 30 31

特に混み合う
ことが予想
されます

24 25 26 27 28 29 30

特に混雑が予想されます

混雑が予想されます

やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会